平成１８年（排）第６号

排　除　命　令　書

島根県出雲市東福町２２６番地
有限会社海産物松村
同代表者　代表取締役　松　村　一　正

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　有限会社海産物松村は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「手つみ岩のり」と称する食品のり（２５グラム入り）及び「手つみ焼岩のり」と称する食品のり（２０グラム入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，「手つみ岩のり」と称する食品のり（２５グラム入り）については平成２年１２月ころ以降，また，「手つみ焼岩のり」と称する食品のり（２０グラム入り）については平成５年３月ころ以降行っている，当該食品のりの原材料として養殖ののりを用いているにもかかわらず，あたかも，岩礁等に自生する岩のりを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　有限会社海産物松村は，今後，「手つみ岩のり」と称する食品のり（２５グラム入り）及び「手つみ焼岩のり」と称する食品のり（２０グラム入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役

員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　有限会社海産物松村は，今後，「手つみ岩のり」と称する食品のり（２５グラム入り）及び「手つみ焼岩のり」と称する食品のり（２０グラム入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　有限会社海産物松村は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　有限会社海産物松村（以下「海産物松村」という。）は，肩書地に本店を置き，食品のり等の製造販売業を営む事業者である。

2　海産物松村は，平成２年１２月ころ以降，「手つみ岩のり」と称する食品のり（２５グラム入り。以下「手つみ岩のり」という。）を，平成５年３月ころ以降，「手つみ焼岩のり」と称する食品のり（２０グラム入り。以下「手つみ焼岩のり」という。）を，それぞれ，国内で採取された生のりを乾燥させたのりを原材料として，これをさらに乾燥し又は焼き上げ，小分けにして包装袋に詰めて，取引先の販売業者を通じて一般消費者に販売している。

3　岩のりは，岩礁等に自生するのりであり，採取量が極めて僅少であることから，希少価値があり，一般的に，養殖ののりと比較して高級感があるものとして認識されている。

4　海産物松村は

(1) 手つみ岩のりの包装袋（別添写し１）の前面に「名産手づくり手つみ岩のり」と

(2) 手つみ焼岩のりの包装袋（別添写し２）の前面に「手づくり名産手つみ焼岩のり」と

それぞれ記載することにより，あたかも当該食品のりの原材料として岩のりが用いられているかのように表示しているが，実際には，原材料として岩のりは用いられておらず，養殖ののりが用いられているものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，海産物松村は，食品のりの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年3月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

包装袋　前面


優
一等品のり
FRESH
産手づくり
名
手つみ
岩のり
海鮮
このままお吸物にどうぞ！

包装袋　裏面


名産
手つみ
岩のり
海鮮
—自然の味を食卓に—
いろいろなお料理に
お使い下さい。
—お召し上がり方—
このままで適当に入れて下さい。
お吸い物に。
おわんに入れて熱湯を入れ、調味料、お醤油等を加えてお召し上がり下さい。
おそう煮に。
おそう煮にのりをのせて、だしをかけて下さい。おそう煮の味がいっそうひき立ちます。
そば、ラーメン、うどんに又、スープ、茶わん蒸し等に入れてお召しあがり下さい。
あたたかい御飯やおにぎりにこげの程度にあぶり、お召し上がり下さい。お醤油又はドレッシング等をかけていただきますとお酒のおつまみに最適です。
※本品は、自然の育んだ海からの贈りものです。毎日の食卓にぜひ御利用下さい。
4 937465 000808
製品には万全を期して居りますが、万一、不良品がございましたら、当社宛にお送り下さい。お取り替えさせていただきます。
※注意
湿気防止の為乾燥剤が入っております。乾燥剤はたべられませんので、十分にご注意下さい。
名称　手つみ岩のり
原料名　すし用
産地名　[愛媛県]
内容量　25g
賞味期限　04．4．29

包装袋　前面


FRESH
手づくり
名産
手つみ
焼岩のり

包装袋　裏面


名産
手つみ
焼岩のり
この焼岩のりは特殊な方法で手間ひまかけて丹念に焼きあげたものです。直火焼の風味をお楽しみ下さい。
お召し上り方
●朝の時に
●ところ天に
●そのままおつまみに
●そうめん・そば・うどん
●ふりかけ
●みそ汁・お吸物に
PP
製品には万全を期して居りますが、万一、不良品がございましたら、当社宛にお送り下さい。お取り替えさせていただきます。
※注意
湿気防止の為乾燥剤が入っております。食べられませんので、十分にご注意下さいます。
名称　焼のり
原材料名　干しのり
製造者住所　愛媛県産
内容量　枚外記載　下記に記載
賞味期限　枚外記載　下記に記載
保存方法　高温多湿をさけ、冷暗所に保管して下さい。
製造者　(有)鳥居物 松村
TEL (0897)82-2012